

## ① 介護保険料の算定基準の変更について

第9期介護保険事業計画を策定したことに伴い、令和6年度以降の介護保険料の所得段階及び所得段階を決定する所得要件が変更となりました。今年度の所得段階については、8月中旬に送付する保険料の決定通知書に記載していますので、ご確認ください。

所得段階	所得等の要件		年間保険料	
第1段階	世帯全員が町民税非課税	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金を受給している方 ・本人の課税年金収入額とその他の前年の合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	20,862円	
第2段階		本人の課税年金収入額とその他の前年の合計所得金額の合計が年間80万円超120万円以下の方	35,502円	
第3段階		本人の課税年金収入額とその他の前年の合計所得金額の合計が年間120万円超の方	50,142円	
第4段階	本人が町民税非課税かつ	本人の課税年金収入額とその他の前年の合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	65,880円	
第5段階(基準額)	世帯の1人以上が町民税課税	本人の課税年金収入額とその他の前年の合計所得金額の合計が年間80万円超の方	73,200円	
第6段階	本人が町民税課税	前年の合計所得金額が	120万円未満の方	87,840円
第7段階			120万円以上 210万円未満の方	95,160円
第8段階			210万円以上 320万円未満の方	109,800円
第9段階			320万円以上 420万円未満の方	124,440円
第10段階			420万円以上 520万円未満の方	139,080円
第11段階			520万円以上 620万円未満の方	153,720円
第12段階			620万円以上 720万円未満の方	168,360円
第13段階	720万円以上の方	175,680円		

問合せ 役場税務住民課 ☎820-1503

## ② 後期高齢者医療制度の障害認定について

65歳から74歳で一定の障害のある方は、後期高齢者医療制度を選択できます。

### 障害認定の基準

- ・国民年金法等における障害年金の1・2級
- ・身体障害者手帳の1・2・3級及び4級の一部
- ・精神障害者保健福祉手帳の1・2級
- ・療育手帳の㉠・A

### 申請の手続き

本人の申請に基づき、後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日から被保険者になります。なお、認定を受けた方も、75歳の誕生日の前日までは障害認定を撤回し、他の健康保険に加入することができます。

### 申請に必要なもの

後期高齢者医療制度への加入を希望される場合は、加入前の被保険者証等、障害の状態を明らかにする書類(年金証書(障害年金)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のうちいずれか1つ)を持参のうえ、役場保険健康課に申請してください。

問合せ 役場保険健康課 ☎820-1504

## ③ 町からお支払いする公金の振込方法の変更について

公金振込手数料の有料化に伴い、町からの振込について、同一支払日に同一口座への振込が複数ある場合は、まとめて振込をさせていただきます。

手数料縮減のため、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、振込金額の内訳が不明な場合は、役場出納室までお問い合わせください。

**対象条件** ・支払日が同一であること

・登録情報及び振込先の口座情報がすべて同一であること

※口座名義が同一であっても金融機関や口座番号が異なる場合は合算されません。

**適用年月日** 令和6年10月1日 振込分より

**問合せ** 役場出納室 ☎820-1501

## ④ 中学校卒業程度認定試験について

病気などやむを得ない事由により、義務教育諸学校の就学義務を猶予または免除された方を対象にした認定試験です。案内資料を8月30日(金)まで、役場生涯学習課で配布します。

**問合せ** 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 ☎03-5253-4111

## ⑤ 吹奏楽フェスティバル

入場無料

**とき** 9月1日(日)9時30分~(開場9時)

**ところ** Sunstar Hall(町民交流センター)

**出演** 坂中学校、府中中学校、府中緑ヶ丘中学校、海田中学校、矢野中学校、熊野中学校、熊野東中学校、安芸府中高等学校、海田高等学校、広島国際学院高等学校、安芸南高等学校、熊野高等学校、広島翔洋高等学校、広島ジュニアオーケストラ

**主催** 安芸ライオンズクラブ、坂町、坂町教育委員会

**問合せ** Sunstar Hall ☎885-5321



## 満1歳の誕生日おめでとう

このコーナーへの掲載を希望される場合は、誕生日の前月10日までに、お子様の写真・氏名(ふりがな)・住所・電話番号・生年月日・一言コメント(40字程度)を役場企画財政課へ持参、またはメール(件名に「広報」と記入)で提出してください。

問合せ 役場企画財政課 ☎820-1507

✉ kikaku@town.saka.lg.jp

